

平成29年11月29日

食堂及び売店を営業する者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

福岡高等裁判所事務局長 安永健次

福岡高地家簡裁合同庁舎の建物の一部において、有償による使用許可を受け、食堂及び売店を営業する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

福岡高地家簡裁合同庁舎における使用許可（食堂及び売店営業）の相手方の選定

2 募集の趣旨

福岡高地家簡裁合同庁舎の建物の一部において、食堂及び売店を営業することを前提に使用許可（有償）を受けようとする者（法人であるか個人であるかを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

福岡市中央区六本松4-2-4 福岡高等地方家庭簡易裁判所合同庁舎

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、食堂及び売店を営業する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成29年11月29日（水）から12月12日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

福岡高等裁判所事務局会計課内

保管物係（担当：田中 内線2229）

福岡市中央区城内1番1号 電話092（235）1105

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成29年12月20日（水）から12月25日（月）までの午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数 正本1部、副本6部

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限までファクシミリにて受け付ける。

ただし、質問の内容によっては、公募手続の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

また、手続及び企画提案書の形式についての質問は、電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 送信期限 平成29年12月15日（金）午後4時まで

ウ 送信場所 ファクシミリ 092（716）0547

担当：会計課保管物係 田中

(2) 回答書は、次の交付日時に、ファクシミリにより送付する。

送信予定日時 平成29年12月19日（火）午後4時

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団、暴力団員又はイないし才に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(2) 応募者は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を企画提案募集要領にしたがって提出すること。

(3) 提出した企画提案書が次のアからウのいずれかに該当するときは、その応募者は欠格とする。

ア 提出期間、提出場所又は提出方法が上記5の(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) (1)又は(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに關わる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。